

大阪市指令福祉船分第8号
令和2年5月25日

社会福祉法人大阪市住之江区社会福祉協議会
会長 中野紀久雄様

大阪市長 松井一郎
(担当：福祉局総務部総務課（法人監理）)



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和2年5月25日から令和7年5月24日まで